

第2回進路講演会(5/23)を実施しました



5月23日(木)に練馬区立大泉障害者地域生活支援センターさくらの宮城様、松下様を講師に迎えて、進路講演会を実施しました。「卒業後の生活を想像してみる」「困った時に相談できる場所、日々の居場所」「相談支援事業所や地域生活支援センターの活用について」お話をいただきました。

卒業後の変化として、昼間の生活、余暇活動、生活の場、そして家族構成の変化が訪れることを、様々な事例を交えてお話してくださいました。様々な変化が訪れる中で、不安なことやこんな時はどうしたらいいのだろうか?と疑問が起きた時に、相談できる場所の一つとして地域生活支援センターという場所がある!ということを頭の片隅に置いておいてほしいと説明がありました。

練馬区についての話が多かったのですが、卒業後に「つながり」を作ることの大切さは、どの区に在住していても同じです。まずは、相談できる、支援してくれる場所があることを知り、将来の活用につながってほしいと思います。

★各区の主な相談先★

【中野】 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	電話 03-6265-5770
北部すこやか障害者相談支援事業所	電話 03-5942-5800
中部すこやか障害者相談支援事業所	電話 03-3367-7810
【新宿】 新宿区福祉部障害者福祉課	電話 03-5273-4583
【杉並】 障害者地域相談支援センター すまいる荻窪	電話 03-3391-1976
【練馬】 光が丘地域生活支援センター すてっぷ	電話 03-5997-7858
石神井地域生活支援センター ういんぐ	電話 03-3997-2181
豊玉地域生活支援センター きらら	電話 03-3557-9222
大泉地域生活支援センター さくら	電話 03-3925-7371

対象地域が決まっています。相談前にご確認ください。

5/1 練馬区の福祉利用説明会にて、質問いただいた件の回答が福祉課より届きました。

全区に関わるご質問でしたので、こちらでお伝えいたします。

①愛の手帳の更新手続きにかかる期間はどのくらいですか?

→申請後、1か月程度かかる見込みです。

②精神障害者保健福祉手帳の取得手続きにかかる期間はどのくらいですか?

→申請後、2～3か月程度かかる見込みです。

福祉施設の事業形態の紹介④

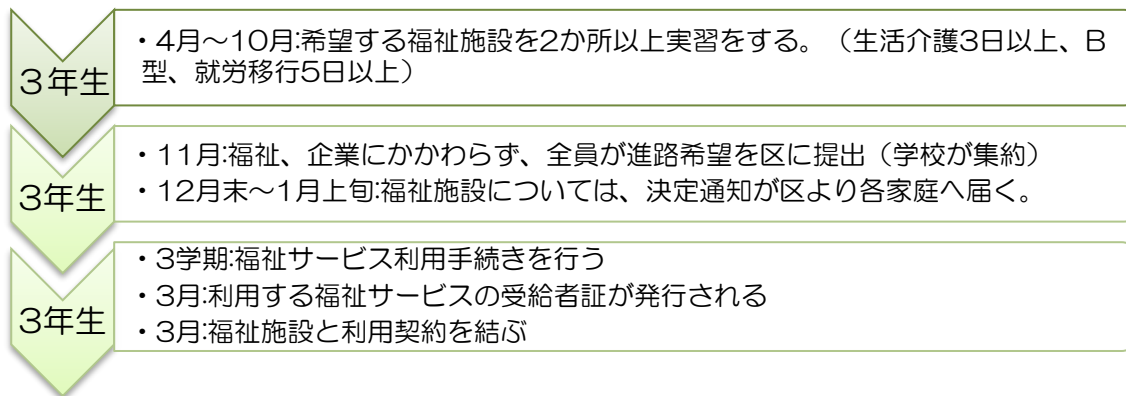
【自立訓練（生活訓練）】

対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。 （１） 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 （２） 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
サービス内容	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

本校の学区（練馬区、中野区、杉並区、新宿区）にも自立訓練（生活訓練）の福祉施設があります。自立訓練（生活訓練）は利用期間が決まっており基本的には2年間です。学校と同じような勉強に取り組んでいたり、利用者さんとやりたいことを相談して、1日のスケジュールを決めていたり、事業所によって様々です。通所は基本的に自主通所となります。通勤寮は宿泊型の自立訓練施設となります。

中野区の福祉施設決定までの流れ

中野区は区立施設、民間施設とも区が集約した上で、各施設と調整をして卒業後の施設が決定していきます。例年通りに進まないことが考えられますので、ご承知おきください。



※中野区での就労継続支援B型の利用にかかわる就労アセスメントについて

- ・5日間程度を11月末までに行うようにする。
- ・区内施設でアセスメントをとる場合は、福祉サービス利用の暫定支給は行わず、就労移行支援事業所での実習をアセスメント評価とみなす。